

大村市新体育・文化施設整備検討委員会 検討資料

令和 7 年 4 月

大村市新体育・文化施設整備検討委員会

《 目 次 》

1	議事概要	1～32
2	設置要綱	33～34

大村市新体育・文化施設整備検討委員会 議事概要

○第1回検討委員会

- 1 日 時 令和6年10月4日（金） 14時00分～16時00分
- 2 場 所 大村市役所 第2応接室
- 3 出席委員 7名（欠席1名）
- 4 議事概要

（1）委員長の選出について

大村市新体育・文化施設整備検討委員会設置要綱第5条第2項の規定に基づき、委員の互選により、長崎総合科学大学の橋本彼路子教授が委員長に選出された。

（2）委員会の進め方について

事務局より、委員会の目的、所掌事務、スケジュール、検討フローについて説明。

（3）既存施設の現況調査結果について

事務局より、市内の体育文化施設（シーハットおおむらスポーツ棟、さくらホール）及び武道館の基礎情報や利用状況、近隣自治体における施設整備状況等について説明。

（4）新施設の規模・機能等について

事務局より、候補地現況調査及び施設利用状況調査の結果を踏まえた適地選定の段階における3施設の概算規模について説明。

（5）建設計画地の選定について

ア 建設候補地の評価

事務局より、以下について説明。

1次評価では、新庁舎の建設候補地となった市有地（市民プールを除く）に言泉寮跡地を加えた7か所から、候補地における各種制約条件の有無について評価を行い、「旧体育館跡地」、「現庁舎周辺」、「上下水道局周辺」、「言泉寮跡地」の4か所を選定

した。

2次評価では、立地状況の優位性における評価基準に基づき、利便性、防災性・安全性、計画の自由度の3つの視点から優先検討候補地4か所について評価を行い、「現庁舎周辺」、「旧体育館跡地」の2か所を建設候補地として選定した。

イ 平面整備の可否

事務局より、以下について説明。

現庁舎周辺は敷地面積が広く、3施設の平面整備が可能である。その他の候補地については敷地面積が狭く、併設施設を平面で整備できないことから、施設重層化等の検討が必要となる。

ウ 施設配置の例

事務局より、以下について説明。

現庁舎周辺に文化ホールを単独整備、体育館及び武道館を併設整備した場合、駐車場の必要台数を満たすことができ、計画の自由度が高いといったメリットがある。一方、近隣施設とのイベント重複時に駐車場や周辺道路に混雑が予想される。

現庁舎周辺に文化ホールを単独整備、旧体育館跡地に体育館及び武道館を併設整備した場合、分散配置による混雑緩和のメリットがある。一方、駐車場台数が不足するため、施設利用者は、現庁舎周辺の駐車場を利用する必要がある。

5 委員意見要旨

内容	委員意見要旨
規模・機能に関すること	(委員) 競技スペース等を考慮すると、サブアリーナを設けず、シーハットのメインアリーナと同規模のものを整備してもらいたい。
	(委員) バドミントン 8 面では、市内大会程度の規模の利用に限られる。メインアリーナとサブアリーナを分けるよりも、3 面程度のアリーナを 1 つ設ける方が望ましい。
	(委員) 主要機能を兼用しない併設という考え方であれば、体育館と文化ホールの併設も可能であると考えられる。 (事務局) 体育館と文化ホールを同一施設内に整備すると、事業規模が拡大し、一度に多大な財政負担が生じる。施設整備のための基金も未整備であることから、体育館と文化ホールは分離して整備したいと考えている。
	(委員) 他市施設のように、メインアリーナとサブアリーナの間に可動式の仕切りを設け、必要に応じて開閉できるような施設であれば、利便性が高いと考えられる。 (事務局) 先進事例等を踏まえ、構想段階において検討を進めていきたい。
	(委員) 市内大会規模の開催を考えると、剣道場 4 面＋柔道場 2 面の 6 面は欲しい。現武道館を残すのであれば 6 面程度、現武道館がなくなるのであれば、8 面程度の広さを確保しないと、各競技団体（9 団体）の利用は困難である。 (事務局) 基礎調査を踏まえ、4 面を提案しているところである。新武道館を整備する場

	合は、現武道館は廃止する方向で検討している。 (委員) 大会時の利用も考慮すると、サブアリーナにも観覧席を設けることが望ましいのではないか。 (事務局) サブアリーナの観覧席の有無や席数等については、構想段階において検討を進めていきたい。 (委員) 体育施設、文化施設のいずれにおいても、今後整備するのであれば、日常的な利用はもとより、県大会や国民文化祭といった大規模な催事を誘致できるという視点が重要であると考えられる。 (事務局) 新たな体育館や文化ホールに中小規模の市内大会や市民利用を振替えることで、シーハットおおむらのコンベンション機能をこれまで以上に発揮させることが可能となる。 (委員) 県外から全国大会規模や九州大会規模の大会を誘致するに当たり、競技によっては、あと1面の不足により九州大会が開催できないといった事例がある。誘致を重視する競技に特化した視点も必要であると考えられるため、今後整備するのであれば、そうした大会規模の開催が可能な施設を整備することが望ましい。 (事務局) 新施設は、市民利用を優先しつつ、大規模イベントの誘致にも活用できるものとする。 (委員) 文化施設、体育施設に共通して言えることだが、汎用性を重視しすぎると、専門性の高い演目や競技への対応が困難となる。 (事務局) 構想段階において、専門家及び利用者の意見を踏まえながら、具体的な施設整
--	--

	備の内容を検討していくこととする。
	(委員) 文化ホールにおいては、付属施設が極めて重要である。大規模な催事を運営するためには、50人程度を収容可能なリハーサル室が少なくとも2室は併設されている必要がある。また、座席数は最低でも1,000席は確保する必要がある。 (事務局) 文化ホールの付属施設及び他の文化機能については、先進事例等を研究しながら、構想段階において整理していくこととする。
建設計画地の選定に関する事	(委員) 新体育館作業部会においては、3施設を現庁舎周辺で整備することは、駐車場や交通の問題を含め、困難であるという意見が大勢を占めている。上下水道局周辺への武道館再整備という意見もある。作業部会としては、現庁舎周辺に体育館と文化ホールを併設し、旧体育館跡地はイベント重複時等の駐車場として活用するため、敷地として保全することを要望するものである。 (事務局) 上下水道局周辺は、ハザードマップにおいて浸水想定区域に指定されており、他の候補地と比較すると、安全性の面で課題があると考えている。

建設計画地の選定に関する事	(委員) 新武道館作業部会も、基本的には新体育館作業部会と意見が一致している。将来的な防災対策を考慮すると、現庁舎周辺に施設を集中させるのではなく、北部地域に避難所となる施設を配置することが望ましい。候補地の評価項目には公共交通機関や周辺駐車場の充実度が挙げられているが、過度に重視する必要はないと考える。周辺駐車場よりも、敷地内に十分な駐車場を確保できるかという視点の方が重要であると考えます。 (事務局) 現武道館は上下水道局周辺に立地しており、市の指定避難所となっているが、風水害時には避難所として開設していない。また、現庁舎周辺の交通への影響については、今回、交通状況及び現時点で考えられる対策等について提示しているところである。
	(委員) 次第に記載されている現庁舎周辺の敷地区域が資料4及び資料5に記載されているものと異なる理由は何か。候補地評価に影響はないのか。資料が分かりにくいいため、仮に公表等する場合には整理されることが望ましい。 (事務局) 当初は、さくらホール駐車場までを現庁舎周辺の敷地に含め、施設整備の可否について可能性を探りながら調査を行った経緯がある。その後、具体的な検討を進める中で、さくらホール駐車場は現行通り運用し、ボート第5駐車場と現庁舎の敷地内で施設整備の検討を進めていくことが適当であるとの整理に至ったところである。現庁舎周辺については、敷地面積が広大であるため、さくらホール駐車場を除外したとしても候補地評価に影響が生じることはない。 資料については、整理することとする。
	(委員) 上下水道局周辺については、資料5の評価表において災害に非常に弱い評価となっている。3m未満の浸水想定区域であることに加え、都市計画上の用途地域の制限など、手続き面においても不利な点があるため、これらの要素も考慮する

	必要がある。単に面積のみの問題ではないと考える。
	(委員) 公共施設である以上、災害時における活用方法を含めた利便性は極めて重要であるとする。近年、災害が多発している状況を踏まえれば、その際の使いやすさは特に重要であるとする。
	(委員) 避難所であるにもかかわらず避難できない施設となることは避けるべきである。例えば、浸水により施設への進入路が確保できず、入口に到達できないといった事態が生じないように、十分な検討を行う必要がある。
	(委員) 武道館周辺は、敷地が1 m以上高くなっている。同地域が浸水するということは、それより低い敷地は既に床上浸水していると考えられる。避難は基本的にそうした状況が発生する前に行うものであるため、避難しやすい近接性という考え方もある。一方で、現庁舎周辺が災害に強いと言えるのかについては、必ずしもそうとは限らないのではないかと考える。
	(委員) 市の防災マップにおいては、現庁舎周辺は安全な区域とされている。一方、上下水道局周辺は、ハザードマップ上では3 m未満の浸水想定区域となっている。敷地の高さが低い土地の一般住宅も浸水する可能性はあるが、新たに整備する公共施設であり、避難所としての機能を担うべき場所が避難できない状況となれば、本末転倒であるとする。
	(委員) 避難所をはじめとする災害時の対応は、極めて重要な要素であるとする。今後、高齢化が進展していくことを考慮すれば、公共交通機関を維持するという視点も重要であると考えられる。
	(委員) 武道館は、独立した施設として駐車場が確保できる場所が望ましい。 (事務局)

	武道館は、市の公共施設整備の考え方を踏まえ、体育館との複合化整備を検討している。駐車場は体育館と一体的に整備するが、その運用等については、利用団体の意見を踏まえ検討していくこととする。
	(委員) 現庁舎に新施設を整備する場合、駐車場の混雑、国道における渋滞、それらに伴う交通誘導、さらには、駐車場の割振りまで考慮しなければ、大会運営者の負担は非常に大きいと考えられる。 (事務局) 今回、計画地周辺の交通状況及び現時点で考えられる対策等について提示しているところである。

○第2回検討委員会（他市先進施設の視察）

1 日 時 令和6年11月22日（金） 8時30分～17時50分

2 場 所 八女市民会館、大牟田市総合体育館

3 出席委員 委員長を含む7名（欠席1名）

4 視察概要

大小2つのホールを有する八女市民会館（おりなす八女）、体育館と武道館の複合施設である大牟田市総合体育館（おおむたアリーナ）の2施設について視察を行った。

視察に当たっては、両施設の管理者及び市関係者から、施設整備の経緯、整備手法、管理運営上の課題等について、貴重なご教示を賜った。

（1）八女市民会館（おりなす八女）

ア 大ホール座席数の算定根拠

市民の利用のしやすさを最優先し、可変性が発揮でき、舞台と客席が一体感を持つことができる規模、座席幅・座席間の拡張による鑑賞環境の向上等のため、旧市民会館の1,000席から800席に更新することとなった。

イ ホールを大小2つのホールに分けた理由

交流促進型レセプションホールの機能と、小規模の音楽発表会や映画上映会、講演会など小回りの利く多機能空間としてのホールの必要性があった。

ウ 周辺道路や周辺施設の整備

市の道路整備事業と合わせて整備を実施した。

エ ギャラリー（展示スペース）

交流棟の情報コーナー及び回廊での行政関連啓発ギャラリーがある。また、研修棟ギャラリーでの写真及び個人・サークルの絵画展示発表会等が開催されている。

オ ホールが満席になる利用の頻度

市民団体、高校吹奏楽部の定期演奏会等が年10回程度。自主事業については、有

名なアーティストによる公演のみ開催している。

カ 音響性能に対する利用者の声

ハーモニーホールでの反響板設置時の音響性能は極めて高く、演奏家からの評価も高い。適度な音響はアンサンブルに最適との声がある。

キ 駐車場の管理方法

現在、市庁舎建設関連事業として整備中であり、整備後は200台駐車可能。管理は市担当課が行っているが、一部の搬入口周辺の駐車スペースについては、施設管理者による管理が適当であると考えている。

ク 利用者からの施設に対する要望等

駐車場の確保に関すること。

ケ 概算維持管理費

令和4年度は8,900万円/年（経常的経費5,600万円、事業関連390万円、NPO人件費2,300万円、自主事業550万円）であった。

コ 管理運営上の課題

建築から13年を経過し、エアコン、照明の修繕等、施設の不具合が生じている。



八女市民会館視察風景

(2) 大牟田市総合体育館（おおむたアリーナ）

ア 使用団体数

柔道場 13 団体、剣道場 18 団体

イ 予約方法及び利用方法

専用使用は、2 月頃に次年度の年間調整会議を開催し調整している。定期利用は、3 月と 9 月の年 2 回の定期調整会議で調整している。予約については、登録団体は電話予約にて受付を行っている。

ウ 稼働率

平日は 70%弱、休日は 90%

エ イベント重複時の調整方法

年間調整会議で調整を行い、決定後空きがある場合は、随時受付順で予約を受付。

オ 可動間仕切りの設置理由

目的及び規模に応じ効率よく使用するため。

カ イベント重複時等の駐車場の確保対策

大会規模や周辺施設のイベント等を考慮し、臨時駐車場の開設を行い対応している。

キ 複合化のメリット・デメリット

メリット：使用目的が異なっても 1 か所で行える（同一団体による行事開催）。

デメリット：複数団体の使用の場合、境界等で難しい時がある。

ク 課題等

現在、旧体育館が解体工事中のため、複数の大会が重複した場合に駐車場の不足が発生することがある。



大牟田市総合体育館視察風景①



大牟田市総合体育館視察風景②

○第3回検討委員会

1 日 時 令和7年1月24日（金） 13時30分～15時00分

2 場 所 大村市役所 議会第1会議室

3 出席委員 委員長を含む8名全員

4 議事概要

（1）前回検討委員会の議事内容について

事務局より、第1回～第2回会議の議事概要について説明。

（2）施設の規模・機能について

ア 施設規模（案）

事務局より、第1回会議で提示した施設の規模・機能（案）について再提示。

イ 新施設整備の目的

事務局より、以下について説明。

シーハットおおむらスポーツ棟の慢性的な高稼働状況により、市民の予約・利用が困難となっている。また、本来のコンベンション機能を十分に発揮できていないことなどから、新施設の整備検討が急務となっている。

ウ 新施設のコンセプト

市としては、1,000人を超える大規模イベントは今後もシーハットおおむらでの開催を想定している。そのため、新施設整備のコンセプトを次のとおり定め、規模・機能の検討及び建設計画地の選定を行いたい。

- ・市民のスポーツ・文化活動の場を確保すること。
- ・シーハットおおむらが本来担うべきコンベンション機能を確保すること。

エ 武道館の更新と複合化による整備

事務局より、以下について説明。

アセットマネジメント事業計画では、現武道館の更新時期は20年以上先の予定

となっている。しかし、施設各所に老朽化が見られることや大会開催の環境が整っていないことから、新体育館の整備検討に当たり、計画よりも前倒しでの更新を提案している。

競技面数については、現在の稼働状況を踏まえ、現武道館と同規模程度とし、新体育館との複合化による効率的な整備を提案する。

(3) 建設計画地の選定について

事務局より、第1回資料で提示した施設配置の例、ハザードマップについて再提示。

(4) 計画地周辺の交通状況の整理について

ア 建設候補地周辺における交通混雑の状況

県が公表している資料によれば、現庁舎周辺及び旧体育館跡地の周辺道路は、主要渋滞箇所指定されていない。候補地周辺の国道34号線の混雑度は、1.0未満であり、現在のところ、昼間12時間を通して道路は混雑することなく円滑に走行でき、渋滞やそれに伴う極端な遅れはほとんどないといえる。

イ 交通混雑要因の整理

事務局より、以下について説明。

① コンベンション開催時における交通への影響

現在、シーハットおおむらスポーツ棟で実施されているイベントの振替えのみであれば、新施設の整備による交通への影響はほとんどないを考える。しかし、新施設へのイベント振替えによって、シーハットおおむらでのコンベンション誘致が機動的に実施されるようになった場合には、休日の大規模イベント等の増加が考えられる。過去の実績を見ると、コンベンションに関連する施設利用者の車両の流入は、シーハット入口交差点の交通量が比較的少ない時間帯に行われている。このことから、交通混雑が発生しやすい時間帯を避けたイベント日程の調整等により、交通への影響を緩和することは十分可能であると考えている。

② ボートレース大村本場開催時における交通への影響

令和５年度のボートレース大村における１５時時点、１８時３０分時点の平均駐車台数を見ると、第５ボート駐車場を除く９６６台の範囲に収まっている。また、最も多い集客が予想されるＳＧレースの開催日程については、毎年、前年の６月～７月頃に決定されることから、日程調整等によりイベントの重複等を未然に防ぐことが可能であると考ええる。

③ 市役所来庁者、職員の駐車場利用による影響

市役所前交差点（国道３４号線－ボートレース大村方面道路間）における平日の車両流入のピーク時間帯は、国道への流入が１７時～１８時、国道からの流出が８時～９時となっている。当該時間帯は、市役所職員の出勤時間と重複しており、来庁者の車両台数は推計で１日当たり約１，４４３台であることから、現市役所前交差点における平日の交通量は、新庁舎移転に伴い減少することが予想される。

（５）現庁舎周辺に新施設を整備した場合の交通への影響と対策

事務局より、以下について説明。

休日におけるシーハット入口交差点付近の交通混雑については、周辺の商業施設など様々な要因が考えられるため、コンベンション関連の有無のみによって整理することはできない。しかし、交通混雑が発生しやすい時間帯を避けたイベント日程の調整等によって、交通への影響を緩和することは十分に可能であると考ええる。

現庁舎周辺の国道及び交差点の状況、周辺施設のイベント開催状況などを考慮すると、現時点では、主催者間によるイベント開催日程の調整及びイベント開催時におけるシャトルバスの活用等のソフト対策を優先して検討する必要がある。これらのソフト対策では不十分と考えられる場合には、交差点改良などのハード対策を検討する必要がある。ただし、新施設整備による交通への影響とその対策については、施設規模を加味した交通量推計などの詳細な調査を行う必要があるため、今後、基本構想などの段階で検討することとしたい。

5 委員意見要旨

内容	委員意見要旨
施設のコンセプトに関すること	(委員) 選挙開票等は、新体育館においても実施可能ではないか。500人未満の文化イベントについては、新施設が整備された場合でも、現在のさくらホールやシーハットおおむらのサブアリーナで対応可能である。資料に示されているイベント振替えのイメージについては、矢印ではなくイコール又は双方向矢印を用いる方が、より分かりやすいと考えられる。 (事務局) 選挙開票等についても、新施設で実施するなど、柔軟に対応できると考える。ただし、イベント振替えのイメージの範囲を拡大すると、シーハットおおむらと同様の施設を整備するという意図であると認識されかねないため、表現については工夫する。
	(委員) 体育館作業部会からは、最低限、県大会規模の大会を開催できるような施設整備を求める要望が出されている。他都市の事例や観客席の規模等を踏まえれば、メインアリーナは少なくとも1, 700㎡程度の広さが必要ではないか。また、前回、メインアリーナとサブアリーナを合わせて一体的に12面として使用できる方がよいのではないかという意見が出されたが、運用上は分離して使用する方が適切であるとする。 (事務局) バスケットボールコート2面を確保可能な体育館であっても、そのフロア面積は事例によって様々である。検討の必要はあるが、現時点での想定では、メインアリーナを2, 000㎡、サブアリーナを1, 200㎡と設定している。 施設規模の詳細については、今後の構想段階で決定することとし、新体育館の全体規模を概算で7, 000㎡と設定し、建設計画地の選定に進みたいと考える。
	(委員) 県大会、九州大会、全国大会といった規模の大会を誘致しやすいという観点か

	ら、新体育館のメインアリーナには、モニター（シーハットおおむらをメイン会場とした際のサテライト会場としてのモニターを含む）等の設備を整備していただきたい。こうした検討を進める上では、施設整備のコンセプトを明確にすることが望ましい。例えば、視察した大牟田市総合体育館には、外部から直接アクセス可能なキッズスペースが設けられており、子育て世代への配慮がなされている点が非常に優れていると感じた。 （事務局） 基本構想の段階においては、広く市民の意見も取り入れながら、施設整備のコンセプトを打ち出し議論していきたいと考える。シーハットおおむら本来のコンベンション機能を活かすという観点からすると、新施設とシーハットおおむらの相互利用によるイベント開催など、多様な大会を誘致できるような工夫をしていくことは重要であると考えます。
規模・機能に関すること	（委員） 文化ホールの「その他文化施設」に「展示室」の記載があるが、展示室とはどういうものなのか。また、どの程度の規模を想定しているのか。 （事務局） 文化ホールの先進事例から、作品の展示が可能なギャラリーを想定している。具体的な規模を決めるのは、基本構想の段階である。現在は、他市事例等を参考に、施設全体の延床面積を8,000㎡と想定している。
	（委員） 展示室スペースを設けることで、メインホール面積などほかの機能が削られないか。 （事務局） 展示室が不要となった場合は、施設全体の延床面積を縮減することも想定される。現時点では、敷地選定に必要な概算規模をお示ししているところである。
	（委員） 文化ホールに見込む機能として、展示室が必ず希望されているものなのか。 （事務局）

	関係団体からは、強い要望がある。現在、市コミュニティセンターの廊下には、美術品を吊るせるような器具を設置しているが、照明や展示場所等の関係で利用しづらいということであり、展示用の専用スペースがほしいという要望をいただいている状況である。
	(委員) 武道館としては、シーハットおおむらとのすみ分けのために、市大会レベル規模の大会をしたいという要望があり、柔道場2面、剣道場4面という形の6面を希望している。
	(事務局) 競技面数について、一部関係団体から6面の要望があるとのことだが、事務局としては、市に提出されたスポーツ協会からの要望、既存施設の現況調査結果、他市事例等から、現在の競技面数を提案しているところである。
	武道館については、あくまでも既存施設の更新となるため、市の上位計画であるアセットマネジメント計画に準じることになるが、今回、新体育館の整備と併せ、武道館を複合化して整備するという提案をしているところである。
	武道協会の中にも様々な団体があり、色々な意見があるようなので、その点については、個別に調整させていただきたい。
複合化に関すること	(委員) 検討委員会の中では、複合化に関して検討をするのか、建設地の選定をするのか、どちらか。
	(事務局) 規模・機能の算定に当たっては、これまでご説明しているとおり、複合化を前提としており、前回資料から「複合化」と記載している。
	(委員) 次第4ページに「大会開催の環境～」と記載があるが、具体的な大会規模の想定はあるのか。
	(事務局) 施設の現況調査や関係団体からの要望を踏まえ、「大会開催の環境が整ってい

	ない」という記載をしている。
	(委員) 「(4) 武道館の更新と複合化による整備」の議論の結果を踏まえ、今回は、複合化した施設ということで本検討委員会の場では議論をすべきではないか。 各団体の要望は、市が個別に調整することであって、本検討委員会は、それを見直すような場ではないのではないかと。
	(委員) 複合化というのは前提条件とするか、そこをもう一回見直すか、折り合いを付けるのはまた別の場所でされた方がいいと思う。
	(委員) 議事2にあるとおり、複合化に対しても本委員会で意見をいただきたいとのことであったので、あくまで武道館作業部会としては、単独がよいという意見が多いということを示したということである。
	(委員) 交通状況に関する市の説明資料は、なかなか説得力のある資料だったと思う。逆に、武道館側から、単独整備が必要という要望について、交通混雑以外で、武道という特殊性から例えば、神聖なものであるからなど「もっとここが分かってもらいたいところなんだ」というものがあるなら、教えていただきたい。
	(委員) やはり、大村藩の歴史であったり、渡辺昇という偉人がおり、その方が今の剣道の近代化に貢献された方で、今の全日本剣道連盟の組織化、全日本の武道館の前身である武徳館を造られた背景など、そういったものを重んじる人がかなり多い。 体育館と一体型だと、武道館ではなく武道場となるため、歴史性や先人達の意向を踏まえたところで、武道館という建物がほしいということである。
	(委員) そういう意見があるということは重々わかるが、利用率自体が4割を切っているような中で、単独で建てて、それを維持管理するにはコストがかかる。剣道協

	会としての個別の意見は、本検討委員会とは別のチャンネルで市へ要望して調整してもらいたい。 大牟田市総合体育館の多目的ホールには、開閉式の神棚を設置するなど、相互利用のための工夫が見られた。また、武道の方以外にもダンスをされたり、施設の有効利用も図られていると感じた。シーハットおおむらでも空手、テコンドーなどをリハーサル室等でやられているため、剣道の利用がないときはそういった施設の有効利用も図れると思う。
	(委員) スポーツ協会の作業部会代表の方々から色々話があつて、それ以外の委員には内容の共有が全然ないので、スポーツ協会で決まったことを事前に送っていただければ、またそれを判断材料にできると思う。
	(委員) 現庁舎周辺に体育館と文化ホールを造って、旧体育館跡地に武道館、というのが武道館側のご要望だったと思うが、それがそもそも、検討に入るものなのか。
	(委員) 1回目の説明の際に、武道館の複合化について説明があつたと認識しているが、建設費的な面から今回はもう除外されていると認識していた。
	(委員) 複合化することで建設費を抑えられるということから市が提案されているが、実際の利用者からその他の要望もある中で、委員会として、金銭面の理由から他の意見にふたをする必要はないと感じる。
	(委員) 武道館が旧体育館跡地に行こうが行くまいが、現庁舎周辺の交通渋滞自体は、変わらないと思う。ただ、今議論をしているのは、複合化するべきかどうか。次回また議論するとよいと思う。
	(委員) なぜ単独がよいのかという理由を整理してほしい。もしかすると、剣道と柔道でまた考え方も違うかもしれない。

建設計画地の選定に関する事	(委員) 複合のメリットは、今日事務局から説明があった。武道館をなぜ独立するのか、独立することのメリットがまだ見えない。
	(委員) 単独整備について、他の人に納得してもらえそうなものがあれば、また「ああそうなんだな」というものがあるかもしれない。協会の意見書などがあれば、また判断しやすい。 今回の交通に関しても、エビデンスがきちんとしていたから皆さんが納得していった訳であるから、そういったものがあれば、もっと具体的な議論ができると思う。
	(委員) 施設配置例のイは、個人的に論外だと思う。旧体育館跡地に建設するなら、大きさに単独の武道館くらいではないか。
	(委員) 現武道館の場所（上下水道局周辺）はハザードマップを見ても、災害の危険性があり、そのような場所に公共施設を建てるというのはなかなか難しいと思う。ここまでハザードマップに色が付いているところに、いいですねとはいづらい。
	(委員) 武道団体としての大多数は、武道館は別がよいという意見である。現武道館の場所（上下水道局周辺）がよいという意見が多い中で、この2案で決めろというのは難しい。
	(委員) 現武道館の場所（上下水道局）にこだわっているわけではなく、言泉寮跡地でもよいのではという意見もあった。やはり、市からすると、効率性を考えると明らかに市役所跡地がよいというのは当然分かるが、利用者から見た利便性、効率性も考えていただきたい。 また、災害リスクで言えば、市役所跡地についても、津波などのリスクはある

	のではないかと。2案の中で、複合化だと、とてもじゃないけれど利便性が悪くなると思う。広さ的には施設配置例のイで武道館単独であればありがたい。
	(委員) できれば、旧体育館跡地は、臨時駐車場として残してほしい。
	(委員) 前回会議から、武道館の位置を現武道館の位置（上下水道局周辺）にこだわらないという意見に変わった点は、一歩前進した部分ではないか。
	(委員) 現庁舎周辺と旧体育館跡地という敷地が2つあるが、市役所跡地に文化ホールと新体育館を整備すれば、新体育館はシーハットおおむら、新文化ホールもさくらホールとの相乗効果が期待できるので、交通への影響さえきちんとクリアできれば、非常に使い勝手がよい建物になると思う。 現庁舎周辺と旧体育館跡地に施設を単独で整備した場合の候補地として、こういう意見もありましたと、付帯を付けて報告書を提出していいのであれば、委員会としては、それで問題ないと思う。
	(委員) ボート第5駐車場は、施設利用時に優先して使えるのか。 (事務局) 現庁舎周辺については、現庁舎とボート第5駐車場を含めて建設計画地としてのご提案をしているところである。
	(委員) 今後の道路整備等によって、混雑は緩和すると思う。ただし、敷地内の混雑はあると思うため、そこをどう防ぐかについては、議論する必要がある。また、市役所の敷地とシーハットおおむらの敷地が通路で分離されているため、そこを繋ぐような新たな道路があれば一体的な利用もできる。
	(委員) 駐車場があつて当たり前、必要台数が確保できて当たり前、ではないと思う。あるに越したことはないが、そういうことも含めて効率性を考える必要がある。

	コンベンションの誘致をする側としては、施設が集約していた方が、利便性が高いと思う。
	(委員) 別紙のシーハットおおむら利用状況にあるとおり、剣道関係では4, 000人規模の大会があり、各施設の駐車場を確保し運営している。市役所跡地に新施設ができると、駐車場確保が難しくなるという意見が出ているが、その対策として記載されている日程調整やシャトルバスの活用などは主催者側が行うということでは、負担増になる。
	(事務局) イベントの調整については、開催主催者間で情報共有をしながら行う必要がある。駐車場のあり方などについて整理をする際に、併せて検討する必要がある。
	(委員) 色々な意見があり、1個に絞るというのは難しい。事務局案で問題点と言われているものは、段々解決されてきている。先程の旧体育館跡地に単独で武道館をというご希望があるということを記録に残して、あとは、本委員会以外のところで、よく関係者の方と話していただくしかないと感じる。
	(委員) シーハットおおむらという大きい施設があって、そこに隣接して新施設が建てられると、相乗効果が生まれると思う。
運営に関すること	(委員) 施設配置のAについて、駐車場スペースはどこに配置されるのか。 現在のシーハットおおむらとさくらホールでも、別のイベント開催時に駐車場が埋まってしまう問題があった。運営時にどの駐車場がどの施設利用者分で、共有する部分があるのかなどといった疑問があった。 (事務局) 現在示しているのはあくまでも配置例であり、駐車場や建物の具体の配置位置は決まっていない。

	(委員) 将来的に、シーハットおおむらの利用に当たって、ソフト面の運営を一本化して、満足度の高い一連の施設にしていきたい。そうすると、先程の渋滞問題や駐車場の問題等も含めて、調整がしやすくなる。
--	---

○第4回検討委員会

1 日 時 令和7年3月19日（水） 13時30分～15時00分

2 場 所 大村市役所 第2応接室

3 出席委員 委員長を含む8名全員

4 議 事

（1）前回検討委員会の議事内容について

事務局より、第3回会議の議事概要について説明。

（2）施設の規模・機能及び複合化について

ア 施設の規模・機能

事務局より、以下について説明。

建設計画地選定の段階においては、将来的な計画の自由度を高めるため、概算規模に余裕を加味した延床面積を設定することとし、詳細規模については、基本構想の段階で検討する。また、委員から競技面数拡大の要望が出ていることから、今後、関係団体との協議を行い、その結果を踏まえながら再度検討したい。

参考として、現武道館は太極拳や柔道、剣道などの各協会や愛好会などによる利用が主となっており、施設稼働率は平均4割以下と低い状況である。今後、予約方法や使用料に関する施設管理手法の見直し、武道以外の多目的利用を含む稼働率向上策などと併せ、適正な施設規模について検討を行う必要があると考えている。

なお、平成26年に長崎県で開催された第69回国民体育大会の柔道競技、剣道競技の会場は、市立の体育館で開催されており、県立及び市立の武道館での開催はない。

上記説明を踏まえ、施設の規模・機能に関して、各委員から意見を聴取し、最終的な意向を確認した。

イ 体育館と武道館の複合化

事務局より、以下について説明。

体育館と武道館は、利用目的や用途が近似している部分があり、付属機能の共用が

容易であることから、相互利用が可能になるなどのメリットがある。更に、複合化による面積縮減により、建設費及び維持管理費の縮減を図ることができるため、体育館と武道館の複合化を提案している。

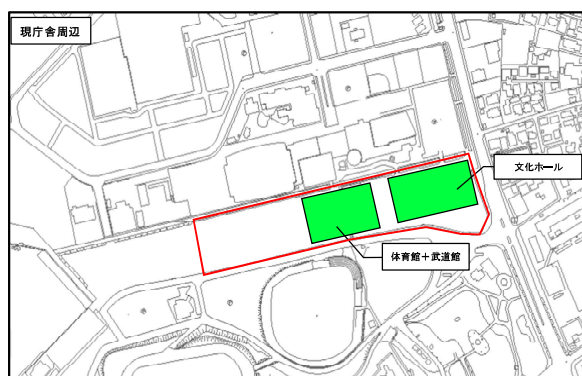
上記説明を踏まえ、体育館と武道館の複合化に関して、各委員から意見を聴取し、最終的な意向を確認した。

(3) 建設計画地について

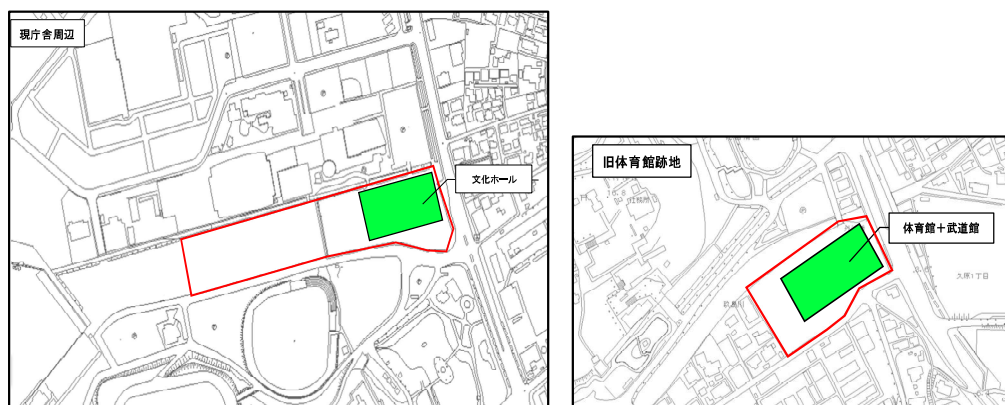
事務局より、第1回及び第3回資料で示した施設配置の例について再提示。

施設配置の例は、以下のとおり。

ア 現庁舎周辺に3施設整備



イ 現庁舎周辺に文化ホール、旧体育館跡地に体育館と武道館を複合化して整備



上記2案に関して、各委員から意見を聴取し、最終的な意向を確認した。

(4) 検討結果の報告について

事務局より、以下について説明。

大村市新体育・文化施設整備検討委員会設置要綱第2条の規定により、委員会は、次に掲げる事項の検討結果を市長に報告するものとする。

- ・新体育・文化施設の規模機能に関する事項
- ・建設計画地の選定に関する事項

事務局より、報告書（案）の配布があり、記載内容について各委員から意見を聴取し、市長へ報告する内容を整理した。

5 委員意見要旨

内容	委員意見要旨
規模・機能に関する事	(委員) コートの配置は、バスケットボールゴールの仕様等によって変動すると思われるが、バドミントンにおいては、メインアリーナに10面、サブアリーナに4面のコートを確保していただきたい。 (事務局) 計画地選定の段階では、ある程度余裕を持った概算規模で提案している。競技別の具体的な面数は、次の構想段階で検討していく予定である。
	(委員) 施設稼働率も含めて、利用状況等から適正な施設規模を算出できれば、根拠資料としての信憑性が増すと思う。 (事務局) 武道以外の利用等も含め、調査が必要であると考えている。他自治体における武道館の稼働状況・面数・利用目的なども研究していきたい。
	(委員) 国民体育大会は武道館（県立・市立）での開催はなかったとの記載があるが、これまでではなく、今後どうしたいかということが優先されるべきであると思う。 (事務局) 要望と受け止め、次の段階で検討を進めていきたい。
	(委員) 文化ホールの規模については、市民会館が900席だったためそれが比較対象となると思う。大きければ大きいほどよいというものではない。
	(委員) 文化ホールの1,000席という要望は、元々、小学校などの音楽祭を開催する際に、1,000席以上なければ1学年が一堂に会せないということで、具体的な数字が示された経緯があったと思う。

複合化に関すること	(委員) 文化ホールと体育館は新たな施設として整備される一方、新武道館は老朽化による代替施設として検討されており、競技面数が現状維持のため不満が出ている。安全な利用のため、武道専用の床施設が必要である。また、現庁舎周辺に複合化されると、行事の重複率が高まるという懸念がある。 現武道館の狭さが稼働率低迷の主な要因であり、競技面数が変わらないまま使用団体が増え、専用の駐車場がなくなれば、利便性や効率性が低下し、武道団体の衰退に繋がる恐れがある。以上のことから、旧体育館跡地や現武道館周辺に新たな武道館（競技面積6面、駐車場100台）の建設を要望する。 また、武道振興の観点から、歴史的背景や精神文化を尊重する象徴的な和風建築の単独武道館を要望する。一方で、これまでの委員会意見も踏まえ、競技面数6面及び、駐車場100台の確保、単独でなくても、和風建築の武道館を、最低限の妥協案として、最終要望としたい。
	(委員) 要望があっている武道館6面のうち、畳で行う競技は決まっているのか。
	(委員) 具体的には決まっていない。現在、武道館は7団体が使用しており市の意向ではダンスなども追加される予定で、使用団体が増えることが予想される。レスリングなど畳や床を両方使える団体もあるが、常設でレスリングマットがほしいという意見や柔道も畳が常設で2面から3面の専用スペースが必要という意見などもある。観客席を減らしてでも、剣道や柔道の試合ができるような利用が求められている。 安全で安心な床板が必要であり、武道場と体育館の床板は異なる。
	(事務局) ご要望に関して、武道館の規模については、今後、関係団体との協議を踏まえ検討していきたい。また、複合化でもよいというご意見をいただいたため、施設の仕様については、今後、具体的に検討していきたい。
	(委員) 維持管理費の問題やアセットマネジメント計画に基づく武道館の建替時期から

	も、新しい体育館と複合化して武道館を整備した方がよいと思う。
建設計画地の選定に関する事	(委員) 配置例イは施設規模を考慮すると実現が困難であり、選択肢としてはアのみであると思うが、現庁舎周辺には、断層の問題がある。避難所となるであろう建物を断層直上に建てることは困難であるとする。建設計画地の選定に当たり考慮すべきではないか。 (事務局) 新庁舎整備検討の際に地質調査を行っている。調査の結果、断層の存在は明らかになったが、それが活断層であるとは断定できていない。新庁舎は、市の防災拠点となることから、他の候補地も含めてゼロベースで見直しを行い、総合的に評価の高かった現計画地（市民プール）に決定したところである。したがって、現庁舎周辺に公共施設の整備ができないという整理をした訳ではない。 現庁舎周辺は、面積が広く自由度の高い敷地であるため、敷地の中での具体的な施設配置については、構想段階で検討を進めることとしたい。
	(委員) 場所に異論はない。災害対策などで金額的な考慮をしなくてよいか。 (事務局) 現時点でお示ししている概算整備費の金額は、地盤対策等を考慮しながら積算したものではなく、他市の事例等から抽出した平均単価に近年の物価上昇を加味して算定した概算の金額である。
	(委員) おそらく、建設費は膨らむと思う。災害の危険がある部分の対策費などは、しっかり加味して先々計画していただきたい。 (事務局) 設計段階で検討することとしたい。
	(委員) 武道館については、要望としては単独整備だが、条件が合えば、配置例アでもよ

	いというのが武道館作業部会の譲歩案である。
	(委員) 配置例アでまとめた方がよいと思う。渋滞の懸念があったが、前回委員会で事務局からしっかり説明があった。
	(委員) 事務局が示している施設配置例では、文化ホールは2案とも現庁舎周辺となっている。文化ホールだけのことを考えると、駐車場確保などから配置例イがよいと思うが、委員の立場としては中立である。
	(委員) 配置例アでよいと思う。先程、防災のことも話題に出たが、第1回会議の際に示された候補地評価資料では、地質についても含めて総合的に評価されていることから、計画地選定において問題はないと考える。
	(委員) 基本的には配置例アしかない。ただ、駐車場問題が一番ネックになる。旧体育館跡地は駐車場のために確保した方がよいと思う。また、今後、立体駐車場の整備に関する検討なども出てくると思う。
	(委員) コンベンション関係の視点からは、合理性を考えると配置例アがよいと思う。施設がまとまっていると、より大きな大会を運営側としても開催しやすい。
	(委員) コンベンション関係で式典なども開催可能な場所は市内にあまりなかったため、そういうものが集約した場所として、配置例アがよいと思う。
	(委員) 各委員の懸念点は、設計で解決できればと思う。配置例アで反対意見がないのであれば、配置例アで進め、次の段階で具体的な課題を議論するというのがよい。

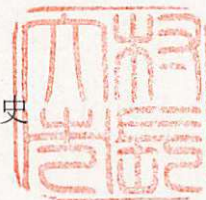
報告書（案）について	（委員） 3 ページの武道館の駐車場台数について、事務局提案として50台とあるが、委員の意見の所には、要望として100台あったということを追記してほしい。 （事務局） 承知した。
	（委員） 5 ページの委員の意見の所に、駐車場については、確保可能な形で整備を検討してほしいという旨の意見を追記してほしい。 （事務局） 承知した。

大村市告示第117号

大村市新体育・文化施設整備検討委員会設置要綱を次のように定める。

令和6年7月12日

大村市長 園田裕史



大村市新体育・文化施設整備検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 新たな体育館、文化施設及び武道館（以下「新体育・文化施設」という。）の整備について検討するため、大村市新体育・文化施設整備検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 新体育・文化施設の規模及び機能に関する事項
- (2) 建設計画地の選定に関する事項
- (3) その他新体育・文化施設の整備に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者又はその推薦を受けた者

(任期)

第4条 委員の任期は、前条第2項の規定による委嘱の日から第2条の規定による報告の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、委員の委嘱の日以後、最初に開かれる会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、委員長がその議長となる。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部総務課新庁舎整備室において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

(失効)

- 2 この告示は、委員会が第2条の規定による報告をした日限り、その効力を失う。